

## 法定相続人とは

だれが遺産を受け取れる相続人になるかは、法律で決められています。

これが、「法定相続人」です。法定相続人は、亡くなった人（被相続人の）配偶者や子、親や兄弟姉妹です。一人の人間が亡くなったときに、だれが相続人になるのかは、その人に配偶者や子どもがいるかなどの家庭の状況によって決まります。

順位	法定相続人	相続人の確定に必要な戸籍謄本
—	配偶者	<ul style="list-style-type: none"><li>配偶者はつねに相続人となります。</li></ul>
第一順位	子	<ul style="list-style-type: none"><li>実子、養子にかかわらず、すべて相続人となります。</li><li>子が被相続人よりも以前に亡くなっている場合、その子（被相続人の孫）が代襲相続人となります。</li></ul>
第二順位	父母	<ul style="list-style-type: none"><li>第一順位の相続人がいない場合に相続人となります。</li></ul>
	祖父母	<ul style="list-style-type: none"><li>第一順位の相続人がいなく、かつ父母の双方が亡くなっている場合に相続人となります。</li></ul>
第三順位	兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"><li>第一順位および第二順位の相続人がいない場合に相続人となります。</li><li>異父母の兄弟姉妹を含みます。</li></ul>
	甥・姪	<ul style="list-style-type: none"><li>第一順位および第二順位の相続人がいない場合で、かつ兄弟姉妹が被相続人よりも以前に亡くなっている場合にその子（被相続人の甥・姪）が代襲相続人となります。</li><li>第三順位の相続人となることができるのは、被相続人の甥・姪までです（先に亡くなった兄弟姉妹の孫は代襲相続人になれません）。</li></ul>